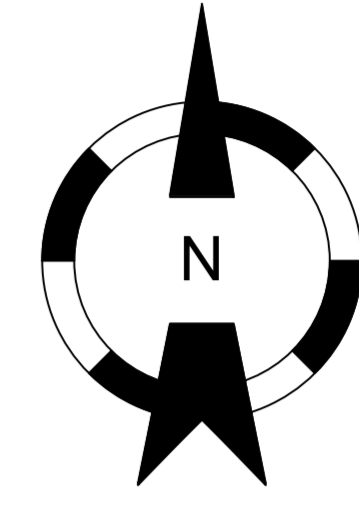
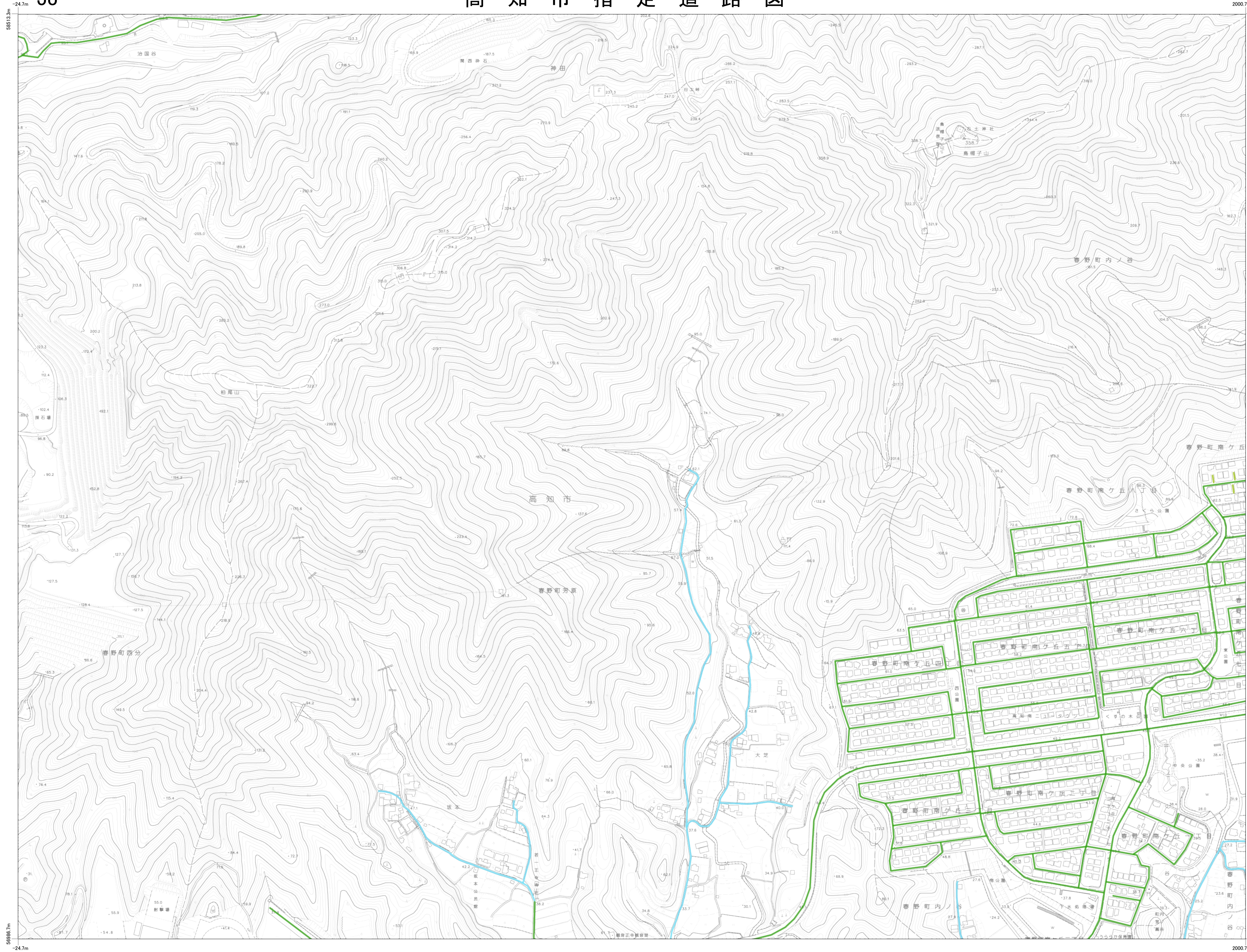


注意!!

- ・ 本地図の情報は、建築基準法上の道路種別のみを表示した参考図です。
- ・ 現に道路法の道路で幅員4.0m以上の1項2号道路、1項4号道路及び1項5号道路は、1項1号道路で記載しています。

38

高知市指定道路図



30	31	32
37	38	39
45	46	47

凡例	
建築基準法第42条の道路種別	色
1項1号道路	
1項2号道路	
1項3号道路	
1項4号道路	
1項5号道路	
2項道路	
2項道路（3項に基づく水平距離指定）	

利用上の注意事項

1. 本地図の情報は、建築基準法上の道路種別のみを表示した参考図であり、道路の幅員、境界位置及び始終端位置等の道路形状を示すものではありません。
2. 本地図は、地図作成上の誤差を含んでおります。
3. 本地図背景に利用した地図は、最新の情報ではないため、現地と異なる場合があります。
4. 道路として表示された路線でも現に存在しないもの、道路種別の表示されていない道など不明な点がある場合には、建築指導課窓口でご確認をお願いします。
5. 本地図は内容を証明するもの、権利や義務の発生するもの及び不動産取引のための資料としてはご利用いただけません。
6. 本地図の情報は、営利目的で利用することはできません。
7. 本地図の利用により発生する直接または間接の損失及び損害等について、一切の責任を負いません。
8. 本地図の全部または一部を複製し、利用することを禁じます。
9. ご利用者のパソコンの環境により不鮮明になる場合があります。